研究活動における生成 AI の利用について

近年、大きく技術革新が進む「生成 AI」については、社会全体においてますます影響力を増している。初等・中等教育段階における利用については、文部科学省によって暫定的なガイドラインが示された(文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」(令和 5 年 7 月 4 日))。高等教育においても、各大学においてガイドラインが示されつつあるところである。

本学会においては、国語科の各学習領域、例えば「書くこと」の学習指導において、どのような利用を認めるのか、あるいはどのように利用を進めるのかということについての研究が求められる。しかし一方で、現在の研究活動における利用についても、何らかの方向性を共有する必要がある。そこで、研究活動における生成 AI の利用に関して、暫定的なものであるが、次のような基本的な方針を示すことにした。

- ①生成 AI は、研究主体としての資格を持たないものであること。
- ②生成 AI の利用については、利用者が目的および方法について明示すること。

生成 AI は、大規模言語モデルに基づいて、「ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するもの」であり、問いに対する回答は、誤りを常に含む可能性がある(文部科学省ガイドライン)。したがって、研究主体にはなり得ず、著者としての資格も有しないため、参考文献として挙げることもふさわしくない。その利用に際しては、利用者がその目的および利用方法について明示し、説明責任を果たすべきものである。

生成 AI の発展は著しく、また法的な整備を含め、社会における利用の方針についても世界的に議論の途上にある。本声明も、基本的かつ暫定的な方針を示すものに留まる。今後は、そうした状況の変化をみすえながら、国語科教育における利用についても、さまざまな面から研究が進むことが望まれる。

2024 年 5 月 25 日 全国大学国語教育学会 理事長 植山俊宏